

新型コロナウイルス感染症の影響による保育園の入園等に関するFAQ（令和5年5月8日版）

◆FAQを最新版に更新しました。令和5年5月8日以降の対応は以下の通りとなります。

NO.	種類	質問	回答	備考
1	保育料の日割り計算	保育園で園児または職員から陽性者がでた。臨時休園または自宅待機の扱いとされたが保育料は日割り計算されるのか。	保育料日割り計算は行いません。	令和5年3月13日更新
2	在籍可能期間	渡航制限等の影響で、日本に帰国できず、2か月以上登園できなかった場合、原則どおり退園若しくは内定取消となってしまうのか	渡航制限、自宅待機等の指示により登園できない方は、まずは保育課入園グループまでご相談ください。 連絡が取れず2か月以上登園のない方、ご自身の都合で入園されない方、相談等がない方は、原則どおり退園または内定取消となります。	令和2年12月17日更新
3		豊島区の認可保育園に通っている上の子を連れて第二子の(三子の)里帰り出産を考えている。この場合でも上の子が2か月以上登園できなかったときは退園となってしまうのか。	原則、2か月以上登園がない場合(または2か月以上登園できないことが事前にわかっている場合)は退園していただくこととなります。2か月間の猶予は設けていますが、それ以上のお休みとなりますと保育園での保育の必要性がその時点ではないものと判断させていただきます。保育園に入園したくてもまだできずに空きを待っている方がいらっしゃるの、ご理解をいただきますようお願いいたします。	令和2年12月17日更新
4	在宅勤務日の登園について	在宅勤務の日は子どもを保育園に預けられるのか。	通常登園していただけます。ただし、通勤時間がなくなる分、預かり時間が短縮される場合があります。在宅勤務になる旨を在籍園にお伝えいただいたうえで預かり時間についてご相談ください。	令和3年9月30日更新
5	育児休業事由や求職活動事由の方の登園について	現在下の子の育児休業中で上の子が在園している、または求職活動中で在園している。この場合、登園を控える必要があるのか。	通常登園していただけます。	令和3年9月30日更新